

あきる野市立中学校における部活動の在り方に関する方針

1 策定の趣旨

本方針は、中学校の部活動を対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ環境と文化部活動の実施環境を構築する観点に立ち、以下の点を重視して、地域や学校、競技種目、芸術文化等に応じた多様な形で部活動を実施し、生徒がバランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすることを旨とする。

- (1) 知・徳・体のバランスのとれた生きる力を育み、心身の健康の保持増進や豊かなスポーツライフを生涯に渡り実現するとともに、豊かな心や創造性の伸長を目指した資質・能力の育成を図ること。
- (2) 生徒の自主的、自発的な参加により行われることを踏まえるとともに、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的かつ効率的、効果的に取り組むこと。
- (3) 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。
- (4) 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年3月 スポーツ庁)、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年12月 文化庁)、「東京都教育委員会 運動部活動の在り方に関する方針」(平成30年4月)及び「東京都教育委員会 文化部活動の在り方に関する方針」(平成31年3月)に則り、持続可能な部活動の在り方に向けた改善に取り組むとともに、改善に必要な支援等に取り組むこと。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 活動計画の策定及び公表

ア 校長及び部活動の顧問(以下、部活動指導員を含む)は、本方針を踏まえた活動計画(指導体制、年間目標、指導方針、指導内容・方法、主な年間計画等)について指定した様式を用いて作成し、教育委員会に毎年度、提出する。(平成26年度より実施)

イ 校長及び部活動の顧問は、上記アの活動計画を生徒や保護者に配布して説明するとともに、学校のホームページへの掲載等により公表する。

ウ 校長及び部活動の顧問は、活動計画に関する部員生徒及び保護者の意向を把握し、次年度の活動計画の作成において改善を図る。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から、円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。

イ あきる野市教育委員会は、各学校の実態を踏まえて部活動指導員を配置するとともに、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況等に応じて部活動外部指導補助員（平成7年より実施）を配置する。

また、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰はいかなる場合も許されないこと、服務に関する規定を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

ウ 校長は、部活動の顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案するなど、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教師の負担が過度とならないように適宜、指導・是正を行う。

オ あきる野市教育委員会及び校長は、教師の部活動への関与について、法令及び「あきる野市立学校における働き方改革推進プラン」（平成31年3月予定 あきる野市教育委員会）を踏まえ、業務改善及び勤務時間の管理等を行う。

カ 校長は、部活動の顧問だけでなく外部指導員や保護者等についても、本方針の内容に基づき生徒を指導することを周知するとともに指導・助言する。

3 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び部活動の顧問は、部活動の実施に当たっては、スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む生徒の心身の健康管理、活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等を含む事故防止及び体罰やハラスメントの根絶を徹底する。

イ 熱中症事故防止の観点から、「熱中症予防運動方針（公益財団法人日本スポーツ協会）」を踏まえ、活動場所が暑さ指数(WBGT:Wet Bulb Globe Temperature)の危険水準となるような場合は、活動内容や場所を変更する、または活動を中止する等、適切に対応する。なお、判断に当たっては、暑さ指数の数値だけにとらわれず、活動場所等の状況を踏まえ、生徒の安全を第一として早めに適切な判断をする。

ウ 部活動の顧問は、スポーツ医・科学の見地からのトレーニング効果を得ることやバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないことや生徒の心身に負担を与え、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解する。

そのうえで、体力の向上や生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことや、芸術文化等の能力向上や生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるように、生徒とのコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく技能や記録等の向上、大会等での好成績などそれぞれの目標が達成できるように、競技種目や分野の特性等を踏まえた科学的、合理的かつ効率的・効果的なトレーニング等の積極的な導入及び適切な休養等により、短時間で効果が得られる指導を行う。

エ 部活動の顧問は、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 関係団体作成の指導手引の活用

部活動の顧問は、合理的でかつ効率的・効果的な活動のために、中央競技団体や各分野の関係団体等が作成した指導手引（競技レベルや習熟レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項等から構成する部活動顧問や外部指導員、生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの）を活用して、上記2（1）に基づく指導を行う。

4 適切な休養日等の設定

運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準とする。また、文化部活動においても長時間の活動は精神的・肉体的な負担が伴い、また望ましい生活習慣の確立の観点からも課題があるものであり、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮し、一定の休息をとりながら進めることを踏まえ、同様とする。

(1) 休養日

ア 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。なお、平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日を休養日とし、休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える。

イ 長期休業中の休養日についても、上記アに準じて扱う。また、長期休業日（主に夏季休業日）生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、連続5日間以上の休養期間を設ける。

(2) 活動時間

1日の活動時間は、長くとも学期中の平日では2時間程度、学校の週休日（祝日等を含む）及び長期休業中は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

(3) 休養日及び活動時間の設定については、地域や市の事業等との関係や指導の継続性、各種大会日程等を踏まえ、状況に応じて柔軟に対応する必要がある場合には、月間や年間単位で休養日や活動時間の基準を満たすように調整することを可能とする。

ただし、その場合は、生徒及び保護者、関係教員等において事前に調整し、管理職の承認を得るものとする。

5 生徒のニーズを踏まえた部活動環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

ア 校長は、性別や障害の有無を問わず、競技力や技能の向上、大会等での好成績以外にも、友達と楽しめること、適度な頻度で行えること等、生徒が参加しやすいような多様なレベルや多様なニーズに応じた活動ができる部活動の設置に努める。

イ 校長及び部活動の顧問は、季節ごとに異なる活動をする部活動や複数の部活動に所属して活動したり、地域や生徒会活動等の部活動以外の諸活動に参加したりする生徒のニーズに対して、その実現に向けた支援や指導、助言に努力する。

ウ あきる野市教育委員会及び校長は、少子化等の状況により、単一の学校では特定の部活動を設けることができない場合には、関係団体等と調整のうえ、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加できる合同の部活動の取組を推進する。

(2) 地域との連携等

あきる野市教育委員会及び校長は、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体や文化活動団体との連携、保護者の理解と協力等により、学校と地域の協働による地域におけるスポーツ環境や文化部活動の実施環境の整備を進める。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

(1) 各学校の部活動における過去の大会等の参加状況を踏まえ、学校単位で参加する大会等については、年間10回程度を上限とする。

(2) 校長及び部活動の顧問は、部活動が参加する大会等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等に参加することが生徒や部活動の顧問にとって過度な負担とならないように、あきる野市教育委員会が定めた参加する大会等の上限を目安に、参加する大会を精査して活動計画を作成する。10回を超える場合には、大会別に技能等に合わせて参加生徒を検討するとともに、顧問を複数顧問にして負担を軽減するなどの配慮を行う。

7 その他

本方針については、国や東京都の新たな方針が示された場合や、部活動の実施上の課題や運営上の課題等、新たな課題が生じた場合には、中学校長会等との協議を通じて改善案を作成し、教育委員会において適宜、決定する。